

平成28年度 第2回清瀬市地域福祉推進協議会 議事要旨

平成28年度 第2回 清瀬市地域福祉推進協議会 次第

日時 平成29年3月23日(木)
午後5時から午後6時30分
場所 健康センター2階第1・2会議室

1 開 会

2 挨拶

3 配布資料の確認

4 議 題

(1) 清瀬市保健福祉総合計画及び子ども・子育て支援事業計画

平成29年度事業等について

ア 地域福祉計画

イ 健康増進計画「きよせ健康づくり21」

ウ きよせ次世代育成支援行動計画(後期計画)

エ 子ども・子育て支援事業計画

オ 障害者計画・第4期障害福祉計画

カ 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

(2) 清瀬市の生活保護の状況について

6 その他

7 閉 会

議事要旨

開催日時 平成29年3月23日（木）午後5時から午後6時30分

開催場所 清瀬市健康センター2階 第1・2会議室

【配布資料】

- | | | | |
|-----|---------|-----------------------|------|
| 資料1 | 平成29年度 | 地域福祉計画 | 事業概要 |
| 資料2 | 平成29年度 | 健康増進計画 | 事業概要 |
| 資料3 | 平成29年度 | きよせ次世代育成支援行動計画 | 事業概要 |
| 資料4 | 平成29年度 | 子ども・子育て支援事業計画 | 事業概要 |
| 資料5 | 平成29年度 | 障害者計画・第4期障害福祉計画 | 事業概要 |
| 資料6 | 平成29年度 | 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画 | 事業概要 |
| 資料7 | 生活保護の状況 | | |

1 開 会

2 挨拶

八巻部長挨拶

3 配布資料の確認

4 議 題

(1) 清瀬市保健福祉総合計画及び子ども・子育て支援事業計画 平成29年度事業等について

ア 地域福祉計画

事務局 資料1について説明

イ 健康増進計画「きよせ健康づくり21」

事務局 資料2について説明

ウ きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）

事務局 資料3について説明

エ 子ども・子育て支援事業計画

事務局 資料4について説明

オ 障害者計画・第4期障害福祉計画

事務局 資料5について説明

カ 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

事務局 資料6について説明

○ア 地域福祉計画 についての意見等

事務局 「お互いに助け合う仕組みへの支援」について、第2層生活支援コーディネーターを3箇所の包括支援センターに各1名ずつ配置予定。

「地域福祉やボランティアの橋渡し役の充実」について、在宅療養窓口の設置を検討。

委員 「80歳以上の独居高齢者へのアウトリーチ」について時期はいつ頃を想定しているか。東京都の民生委員100周年イベントで高齢者訪問を予定しており、事前に調整を希望したい。

事務局 まず、対象となる1,100人程の方に郵送でアンケート。その中からお返事いただけなかった方に秋頃にアウトリーチを実施予定。事前に調整を行う。

○イ 健康増進計画「きよせ健康づくり21」についての意見等

事務局 平成29年度から、清瀬市版ネウボラ事業を開始する。ネウボラとは妊娠期から出産、子どもの就学まで母子とその家族を切れ目無く支援する制度・拠点。これまで実施してきた様々な事業により関連性を持たせ、また新しい事業を立ち上げながら、母子保健の立場から支援する。

○ウ きよせ次世代育成支援行動計画についての意見等

事務局 きよせ次世代育成支援行動計画は本来5年間の計画だが、前計画が延長したこと、及び、新次世代育成支援行動計画（平成29年度～平成31年度）を策定したため、「子ども・子育て支援事業計画」と「新次世代育成支援行動計画」の2つの計画に整理し移行している。計画策定の過程では、中高生や子どもの居場所について意見が上がり、児童館の延長などの計画を盛り込んでいる。

○エ 子ども・子育て支援事業計画についての意見等

事務局 きよせ次世代育成支援行動計画から様々な計画を引き継いだ計画。保育園の定員増、一時預かり施設の開設、病時保育送迎サービスの開始等を予定。

委員 「3号認定の確保施策」について、新規開設の小規模保育園の場所はどこか。

事務局 駅前、上清戸、他1箇所（未定）を予定。

委員 「延長保育事業」に関連して、学童クラブの送迎のルールでは保護者の迎えは必要なのか。保育園児の保護者が、学童クラブの迎えをするために延長利用をしている例が市内の保育園で散見されている。

事務局 学童クラブ送迎については、保護者の迎えは必ずしも必要ではない。しかし、昨今の居住地の環境の変化を鑑み、保護者が送迎している可能性がある。学童クラブの時間は、平日は午後6時15分、土曜日は午後5時、長期休業中は午後6時までとなっている。

○オ 障害者計画・第4期障害福祉計画についての意見等

事務局 障害者計画は障害がある方の生活全般についての施策の基本的な事項を定めた障害者基本法に基づく中長期的な計画。障害福祉計画は、障害福祉サービス

や相談支援等を地域において計画的に提供するために、障害者総合支援法に基づいて定めた3年間の短期的な計画。

平成29年度は特に、「療育システムの構築」について、保護者への支援を体系的に提供していく予定。また、「ともに活動する機会の増大」について、聴覚障害の方と支援グループが関わり、災害時の支援指針作成に取り組む予定。

委員 きよバスを障害者が利用する場合の配慮・促進はあるか。

事務局 障害者手帳を提示することで運賃を割り引く制度がある。車椅子の乗車拒否をしないことを申し入れてある。また、視覚障害の方はバスを利用する際、ガイドヘルパーを利用している方もおられる。

委員長 委員からの意見は、きよバス利用時の乗務員による適切な対応が必要という大切な観点ではないか。また、利用状況のアンケートを行うような場合、そのような項目を盛り込んで頂きたい。

委員 「ともに活動する機会の増大」について、民生委員の活動の中で、東日本大震災後視覚障害の方への支援が課題となっている。視覚障害の方にも支援指針ができるとよいと考えるが、どのようになっているか。

事務局 この取組は聴覚障害の方。手話講座終了者による自主グループが当事者ととともに、避難所などでの支援指針作成に取り組む予定。視覚障害については未着手である。

○カ 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画についての意見等

事務局 第6期介護保険事業計画は、平成27年度～29年度までの3箇年計画。

「高齢者団体・高齢者支援団体への運営補助」について、地域住民を主体とする手助けによって、高齢者が自立して地域で安心して生活できることを目的に、「家族丸ごと支援」と称して身の回りのちょっとした困り事に対応する生活支援をピッコロに委託して行う。高齢者が同居する子育て世代向けに、親の介護と子育てのダブルケアの負担軽減を目指している。

「介護予防の充実」について、平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する。これは、市が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者への効果的かつ効率的な支援を目指すものである。また、有償無償のボランティアがサービス提供の主体となるヘルパー養成講座・サポーター養成講座を開催し、サービスを提供していただくように進めていく。

「認知症支援策の充実」について、認知症初期集中支援チームを平成29年度後半に清瀬市地域包括支援センターに設置出来るように、検討委員会を設置し、あり方の検討を行う。

委員 「介護予防の充実」について、オーラルフレイル予防は、フレイル（虚弱）・オーラルフレイル（お口の虚弱）とした方がよい。

委員 フレイル、オーラルフレイルの講演会では、「歯ッピークーポン」を200名に配り、歯科医師会所属の医院でお口の健康チェックが受けられるようにする予定。

委員 認知症の方の独居生活、認知症の方同士の介護、看取りに関連して、地域包括ケアシステムは、安心してどこで死ぬかということに繋がっている。このことを計画の中に位置づけることが必要。

委員 初期集中支援チーム検討委員会でチームのあり方を検討するというが、どんなふうアプローチすることを想定しているのか。介護予防の段階からアプローチすることも考えていっていただきたい。

事務局 初期集中支援チームについては、清瀬市医師会と協議を始めている。特に、認知症にも関わらず、独居等で病院にかかっていない方について、どのようにアプローチするか等を検討する。また、必要があれば医師とも訪問することを検討している。

○ア～カ 全般について

委員 受動喫煙について、市としてはどのように考えているか。特に、東久留米出身の東京都医師会長が受動喫煙対策を勧めている。隣市の東久留米に負けないよう、受動喫煙対策を勧めていただきたい。

事務局 学校からの依頼で、セーフティ教室で子ども向けに禁煙予防教室を行う場合がある。また、同席した親御さんに肺チェッカーをし、受動喫煙の普及啓発を行っている。妊娠した方に対しては、両親学級で禁煙を勧めている。今後の国や都の動向を注視していく。

委員長 清瀬市は福祉の街であるというが、そこで働く福祉の専門職に、どういう手厚さやどういうバックアップをするのか、市として方針を出す必要がある。具体的には、関連する各計画に、人材確保、人材の質について明記すべきである。一部の記載はあるが全体に不十分で、特に介護保険の事業計画に記載が無い点は課題である。施設があっても、職員確保が難しくなっており、法人側に任せきりにするのではなく、計画に記載し、根本的にどのような対策を打つのか示すべきである。

委員長 計画書の書き方として、狙いや課題を解決するために取り組みがあるはず。

①問題点・課題、②狙い・目標、③手段の整理を意識して修正いただきたい。

委員長 計画の内容を、市民にわかりやすくどう伝えるかを意識していただきたい。単に事業をやっているだけではもったいない。

(2) 清瀬市の生活保護の状況について

事務局 資料7について説明

委員 貧困の連鎖をしている家庭がどのくらいあるのか。どういう人たちが連鎖し

てしまったのか。市としてはどこをケアしてサポートするのか。その辺りのデータを出してほしい。

委員長 それぞれの所管する困難な事例には生活保護に関わることが多い。その点で、生活保護とそれぞれの計画がどう関わるか。複合的な問題に関わる事例にどう対応するのか。生活保護やそれぞれの所管から出てくる清瀬の特徴に対して、どのように対応するのかを計画の中に反映していただきたい。

委員 世帯類型のその他の割合が増えていたが、平成 27 年度に減少したのは自立支援法の施行の関係かと考えている。施策等の仕方によって改善できるのではないか。検討していただきたい。

6 その他

(1) 議事録について

議事録についてはみなさんに確認頂き、計画については頂いた意見を踏まえた上で、修正等を加え市のホームページで公表。

(2) 委員の任期について

委員の任期については、平成 29 年 7 月 31 日まで。次回については 8 月となるため、平成 29 年度に入り、新たな協議会を設置し協議を行っていく。

6 閉 会

佐々木部長挨拶